

ユネスコ世界文化遺産及びユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産）登録に向けた施策 構築支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

ユネスコ世界文化遺産及びユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産）登録に向けた施策構築支援業務

(2) 業務の目的

本業務は、①ハンセン病療養所内に存在する建造物群等をユネスコ世界文化遺産として登録及び、②ハンセン病回復者等が生きた証を示す資料等歴史的記録物をユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産）として登録することに関し、必要な施策の構築を支援することを目的とする。

(3) 業務内容

別添「ユネスコ世界文化遺産及びユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産）登録に向けた施策構築支援業務委託仕様書」のとおり。

(4) 業務期間

業務委託契約締結の日から平成31年3月20日（水）までとする。

2 予算（予定価格）

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項の全てを満たす者とする。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請を行い裁判所の再生（更生）計画認可決定前の者でないこと。破産手続開始の申立てを行い、又は銀行取引停止を受けている場合等経営状態が著しく悪化していると認められるものでないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行うものでないこと。
- (3) 直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 過去5年間に於いて、ユネスコ世界遺産一覧表への記載推薦書作成業務、または当該作成

を支援する業務の受託実績があること。（現在受託中を含む。）

5 参加申込

(1) 募集方法

特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会ホームページによる。

<https://www.hansen-wh.jp>

(2) 申込方法

次に掲げる書類に返信用封筒（８２円切手貼付け）を添えて、持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

- ① 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ② 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
- ③ 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ④ 法人にあつては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- ⑤ 個人にあつては、直近年度の国税（所得税及び消費税）、都道府県税（事業税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- ⑥ 財務諸表（法人及び個人）
- ⑦ 参加申込書（様式１）
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に関する誓約書（様式１２）

※①～⑤は写しの提出を可とする。ただし、①及び②の謄本は提出時において過去３月以内に発行されたものとする。

(3) 申込期間

平成３０年１２月１２日（水）１７時まで（必着）

(4) 申込場所

特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会事務局

〒７０１－４５０１

岡山県瀬戸内市邑久町虫明６２５３番地 国立療養所邑久光明園旧入所者自治会館内

(5) 参加資格の審査・審査結果の通知

参加申込者の参加資格を当該実施要領に基づき審査し、当該審査の完了後に審査結果を申込書全員に対して、参加資格審査結果通知書（様式２）により通知するものとする。

6 質疑・回答

参加を申し込もうとする者から次のとおり質疑を受け付け、回答する。

(1) 提出方法

別添の質問書・回答書（様式４）により、Ｅメールにて提出すること。

(2) 提出期限

平成３０年１２月４日（火）１７時まで（必着）

※提出期限を過ぎた質問、Eメール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 提出先

特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会事務局
hansen-wh.jp@aioros.ocn.ne.jp

(4) 回答日

平成30年12月7日(金)

(5) 回答方法

特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会ホームページに掲載し回答するものとする。

7 受注候補者特定方法

参加資格があると認められる者から企画提案書等を受け付け、その企画提案を特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会内に設置される登録に向けたロードマップ作成委員会において審査し、候補者を特定する。

審査にあたっては、当該提案者のプレゼンテーション(30分)及びヒアリング(10分)を実施するものとし、審査方法及び審査基準等は下記10及び11のとおりとする。

8 企画提案書作成方法

(1) 提出書類の名称

ユネスコ世界文化遺産及びユネスコ世界の記憶(世界記憶遺産)登録に向けた施策構築支援業務企画提案書

(2) 企画提案書様式・制限枚数

A4版(縦横自由)、両面10枚(20ページ)以内

※下部中央にページ番号を記入し、長辺を2か所ホチキスで綴じること。

※A3版を使用する場合は、A3版の片面をA4版2ページと計算し、片袖折りとすること。その場合、A3版は片面印刷とすることができる。

(3) 提出部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式5) 原本1部

② 業務実施体制各種調書及び企画提案書 ア～ク 原本1部、副本5部

ア 会社概要(様式6)

イ 専門分野等の概要(様式7)

ウ 業務実績調書(様式8)

エ 業務担当者調書(様式9)

オ 主任担当者の経歴及び実績等調書(様式10)

カ 再委託調書(様式11)

※再委託する場合のみ提出すること。

キ 工程表(任意様式)

ク 企画提案書(任意様式)

③ 参考見積書（任意様式） 原本1部

※参考見積書は、積算内訳を記載すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

平成30年12月21日（金）17時まで（必着）

(6) 提出先

特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会事務局

〒701-4501

岡山県瀬戸内市邑久町虫明6253番地 国立療養所邑久光明園旧入所者自治会館内

(7) 企画提案を求めるポイント

ユネスコ世界文化遺産及びユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産）登録に向けた施策構築支援業務委託仕様書の「4 業務内容」に沿って、企画提案書に以下の事項を記載すること。

① 本業務に関する基本的な考え方

② 作業スケジュール

※現地調査が必要な場合、希望する時期を明記すること。

③ 作業方法・手順、特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会が提供する資料

④ 専門的立場から特に強調したい事項

(8) その他

① 企画提案書は1者1提案とする。

② 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

9 審査概要

特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会内に設置される登録に向けたロードマップ作成委員会が、参加申込みのあった者で参加資格要件を満たす者について、審査基準に基づき提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの審査を実施する。

10 審査方法

(1) 審査方法

提出された業務実施体制各種調書及び企画提案書の書類審査を行うとともに、提案者から企画提案についてのプレゼンテーション（30分）及びヒアリング（10分）を実施する。これにより、下記11(1)で示す審査項目及び配点に基づき評点を実施し、下記11(2)で示す候補者特定手順に基づき最も優れた提案を特定するものとする。

実施日：平成30年12月26日（水）13時～

(2) 審査結果の通知

審査結果をプロポーザル審査結果通知書（様式3）により通知するものとする。

1.1 審査基準等

(1) 審査項目及び配点

プロポーザルは、以下の審査項目及び配点に基づき審査を行う。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ① 業務実績、主任担当者の経験及び能力 | 32 / 100点 |
| ② 業務実施体制及び企画提案の内容 | 48 / 100点 |
| ③ 参考見積価格 | 10 / 100点 |
| ④ プレゼンテーション及びヒアリングの内容 | 10 / 100点 |

(2) 候補者特定手順

特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会内に設置される登録に向けたロードマップ作成委員会各委員の評価点を合計し順位を付け、評点の合計点が最も高い者を候補者とする。この場合において、合計点が最も高い者が2者以上あるときは、当該委員会が採決して決定する。また、参加者が1者の場合は、当該委員会が審査の上、候補者特定の可否を採決して決定する。

なお、全ての企画提案において、業務の目的が十分に達成できないものであると当該委員会において判断される場合は、候補者は特定しない。

1.2 日程

募集情報公開	平成30年11月30日（金）
質問受付締切	12月4日（火）17時まで
質問回答期限	12月7日（金）
参加申込書受付締切	12月12日（水）17時まで
参加資格の審査・審査結果の通知	12月14日（金）
企画提案書等受付締切	12月21日（金）17時まで
プレゼンテーション及びヒアリング	12月26日（水）13時～
結果通知の送付	12月28日（金）
契約締結	平成31年1月上旬
業務開始	平成31年1月上旬
中間報告	平成31年2月中旬
業務完了	平成31年3月20日（水）

1.3 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする、又は失格とする場合がある。

- (1) 企画提案書等の様式・制限枚数、提出部数、提出方法、提出期限及び提出先等が適合しないもの。
- (2) 企画提案書等の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。

- (3) 企画提案書等提出期限後に参考見積書の金額に訂正を行ったもの。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったもの。
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (6) 参考見積書の金額が、予算（予定価格）を超過したもの。

1 4 契約

候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。

なお、その際には、決定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

1 5 その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会は、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 業務実施体制各種調書に記載した配置予定の主任担当者及び業務担当者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 参加者は、候補者特定までの間に、4. 参加資格に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

1 6 担当部署（提出・問い合わせ先）

特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会事務局

岡山県瀬戸内市邑久町虫明6253番地 国立療養所邑久光明園旧入所者自治会館内

担当：釜井（かまい）

TEL：0869-24-8872

FAX：0869-24-8873

E-mail：hansen-wh.jp@aioros.ocn.ne.jp

(様式1)

平成 年 月 日

特定非営利活動法人
ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会
理事長 様

所在地(住所)

法人名(商号)

代表者職氏名

印

参加申込書

プロポーザルについて、下記のとおり参加を申込みます。

記

1 業務名

ユネスコ世界文化遺産及びユネスコ世界の記憶(世界記憶遺産)登録に向けた施策構築支援業務

2 提出書類

- (1) 返信用封筒(82円切手貼付け)
- (2) 法人にあつては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
- (3) 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)
- (4) 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- (5) 法人にあつては、直近年度の国税(法人税及び消費税)、都道府県税(事業税及び都道府県民税)及び市町村民税すべての納税証明書(未納がないことが確認できるもの)
- (6) 個人にあつては、直近年度の国税(所得税及び消費税)、都道府県税(事業税)及び市町村民税すべての納税証明書(未納がないことが確認できるもの)
- (7) 財務諸表(法人及び個人)
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に関する誓約書(様式12)

【連絡先】

所 属
氏 名
電話番号
FAX番号
E-mail

(様式2)

H30NPOハ病世遺協第 号
平成 年 月 日

様

特定非営利活動法人
ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会
理事長 印

参加資格審査結果通知書

先に申込みのありました、プロポーザルの参加資格審査結果について、下記のとおり通知します。

記

1 業務名

ユネスコ世界文化遺産及びユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産）登録に向けた施策構築支援業務

- 2 結果
- ・参加資格を有することを認めます。
 - ・参加資格を有することを認められません。

注) 参加資格を有することが認められなかった者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に当該所管課に文書により説明を求めることができます。

(様式3)

H30NP0ハ病世遺協第 号
平成 年 月 日

様

特定非営利活動法人
ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会
理事長 印

プロポーザル審査結果通知書

企画提案書を提出いただきましたプロポーザルについて、特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会登録に向けたロードマップ作成委員会において審査した結果、下記のとおり通知します。

記

1 業務名

ユネスコ世界文化遺産及びユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産）登録に向けた施策構築支援業務

2 結果

- ・貴社の企画提案を採用します。
- ・貴社の企画提案は採用されませんでした。

注) 提案が採用されなかった者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に当該所管課に文書により説明を求めることができます。

3 その他

(様式4)

質問書・回答書

平成 年 月 日

質問者 法人名(商号)・氏名 _____
部署名及び担当者名 _____
連絡先 TEL _____
FAX _____
E-mail _____

ユネスコ世界文化遺産及びユネスコ世界の記憶(世界記憶遺産)登録に向けた施策構築支援業務について、次の項目を質問いたします。

質問項目	質問内容	回答

※記入欄が不足する場合は、複写して使用してください。

平成 年 月 日

回答者

特定非営利活動法人

ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会事務局長

(様式5)

業務実施体制回答書及び企画提案書提出届

平成 年 月 日

特定非営利活動法人
ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会
理事長 様

所在地 (住所)

法人名 (商号)

代表者職氏名 印

業務名

ユネスコ世界文化遺産及びユネスコ世界の記憶 (世界記憶遺産) 登録に向けた施策構築支援
業務

本業務について、別添のとおり業務実施体制各種調書及び企画提案書を提出します。

(様式6)

会 社 概 要		
会 社 名		
本 社 所 在 地		
委 任 先 所 在 地		
会 社 設 立 年 月		
資 本 金		
事 業 所 数		
株 式 上 場 の 有 無	有 (部 上 場) ・ 無	
社 員 数	技 術 系	名
	事 務 系	名
	合 計	名
そ の 他		
注) 平成30年4月1日現在で記入してください。		

(様式7)

専 門 分 野 等 の 概 要			
専 門 分 野	社 員 数	うち有資格者数	
		資 格 名	人 数
	名		名
そ の 他	名		名
合 計			

注1) 平成30年4月1日現在で記入してください。
注2) 1人の職員が2以上の専門分野に従事している場合は、主たる専門分野のみを記入し、重複させないこと。

(様式8)

業 務 実 績 調 書			
業 務 名	発注者	業 務 内 容	実 施 期 間
注1) 過去5年間の類似業務の実績を記入してください。 注2) 業務名には、関連するユネスコ世界文化遺産資産名称を記載してください。 注3) 業務内容は、主な業務内容を記入してください。 注4) 記入欄が不足する場合は、複写して使用してください。			

(様式9)

業 務 担 当 者 等 調 書			
分 類	予定担当者等氏名	所属・役職	保有技術資格名称

注1) 氏名にはふりがなをつけてください。

注2) 所属・役職については、提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も記入してください。

(様式10)

主任担当者の経歴及び実績等調書			
主任担当者			
氏名		生年月日	
所属・役職		実務経験年数	
保有技術資格			
保有資格名称	登録番号	取得年月日	
同種業務経歴			
業務名	業務概要 業務の技術的特長 当該主任担当者の担当内容	発注者	実施期間
注1) 業務経歴を5件まで記入してください。			
注2) 業務名には、関連するユネスコ世界文化遺産資産名称を記載してください。			

(様式 1 1)

再 委 託 調 書		
分担業務の内容	再委託先又は協力先	理由（企業の技術的特徴等）

注) 他の企業等に当該業務の一部について再委託を実施する場合においてのみ記入すること。ただし、業務の全部又は主たる部分を再委託することはできません。

(様式12)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に関する誓約書

私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）に基づき、法の趣旨を理解した上で、特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会が実施する事業により暴力団を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

これらの事項と相違することが判明した場合には、契約解除等、特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 代表者及び役員が法第2条に規定する暴力団員等でないこと。また、暴力団員等を新たに選任しないこと。
- 2 1の各号に該当するものが暴力団及び暴力団員等と社会的に非難される関係を有していないこと。
- 3 使用人として、暴力団員を雇用していないこと。また、新たに雇用しないこと。
- 4 暴力団及び暴力団員等が実質的に経営に参加していないこと。
- 5 1、2、3及び4をすべて満たす者を再委託先とすること。

平成 年 月 日

特定非営利活動法人
ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会
理事長 様

所在地（住所）

法人名（商号）

代表者職氏名

⑩